2016.6.22

食品衛生レビュー№86　●食品衛生法の営業禁止・営業停止処分と公表

　飲食店等において食中毒が発生した場合には、保健所が食品衛生法に基づき営業禁止あるいは営業停止の処分を行います。通常、営業禁止・営業停止処分の前に、疑いから確定までの期間（2.3日）は自主休業の指導があります。そして、行政庁（保健所等）による報道発表で、飲食店等は多大な損害となります。

自主休業は指導ですので、極めてまれですが営業を継続する飲食店もあります。この自主休業の指導期間中に営業して食中毒が再発すれば、営業禁止・営業停止処分の期間は自ずと長くなります。

営業者から見れば罰と思われると思いますが、食品衛生法のどの条文で営業禁止・停止処分、公表が行われるかを説明します。

【営業禁止・停止処分】

食中毒が発生した場合は、食品衛生法第6条（不衛生な食品の調理・販売の禁止）違反となります。第6条違反の場合には、第55条で「許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。」と規定されおり、この条文によって営業禁止・停止処分が行われます。

　なお、禁止処分の場合は、期間を定めないので、安全性が確保された場合において、禁止解除処分が行われます。

　食中毒発生で営業禁止・営業停止処分の期間は、施設の洗浄消毒、従業員への衛生教育などが行われ、安全が確認（拭き取り検査で病原菌不検出）され、再発防止がなされるまでの期間となります。営業停止処分の場合には、処分時に期間が定められているので、再発防止がなされていないと判断した場合には、再度営業停止処分が行われます。

【公表】

「食中毒が発生」と、テレビ、新聞で報道されますが、行政庁の公表は第63条に基づいて報道発表などをします。これは、個人客で発症しても原因が不明などの潜在的な被害者の救済、他の営業施設、住民等への注意喚起であります。

家族が間違って毒キノコを採取、自分で釣ったフグを個人で調理などによる家庭内食中毒は、提供にあたりませんので食品衛生法違反とはなりません。でもこのような場合には、住民への注意喚起として公表します。

【罰則】

死亡者が発生したなど重大な食中毒、明らかな有毒物（フグの有毒部位など）の提供、営業禁止・営業停止期間中に営業すれば、保健所から警察に告発し、裁判によって第71条で罰則（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）を受けることがあります。

　営業禁止・営業停止処分の期間は「再発防止がなされるまでの期間」で、報道発表などの公表は「潜在的な被害者の救済、他の営業施設、住民等への注意喚起」となります。

　飲食店営業者はどなたも食中毒発生防止に努めていて、損害保険・休業保険に加入していることが多いです。通常、損害保険は被害者の治療費・休業補償費・お見舞いを含む慰謝料、安全確保ための施設改善費などになります。休業保険は自主休業から営業禁止・営業停止処分の期間の減収額となります。でも、これらより信用失墜による減収額の大きい場合があります。信用失墜の場合、何時まで続くか不明であり、時には廃業せざるをえない場合があります。（笈川　和男）

　食品衛生法の関連条文は次のとおりです

第6条

次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 　腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 　有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 　病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 　不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第55条

都道府県知事は、**営業者が第六条**（略）に違反した場合においては（略）**許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。**

第63条

　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を予防するために、この法律又はこの法律に基づく処分に**違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。**

第71条

次の各号のいずれかに該当する者は、これを**三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金**に処する。

一　**第六条**（略）**の規定に違反した者。**

二　（略）

三　（略）**第五十五条の規定による処分に違反して営業を行った者。**